

聴取報告書

小職は以下のとおり聴取したので報告します。

第1 聴取の日時等

日 時 2002年10月2日午後5時30分～6時10分

場 所 大韓民国光州直轄市内のミト荘旅館301号

被聴取者 宋■葉 (ソン・■■■■ヨブ)

通 訳 人 李金珠

聴 取 者 小 職

第2 聴取の内容

1 身上、経歴

私は、一審原告趙判同 (No.35) の妻です。

私は、1920年9月9日生まれで、現在82歳です。なお、戸籍では1926年生まれとなっておりますが、これは正確ではありません。私の母からは、子どもが多くて世間体が悪かったので出生届を提出するのが遅れ、その際、生年も事実より遅くなったと聞いています。

なお、私は、趙判同と結婚する前に結婚歴があり、前夫との間に娘を授かっています。

2 趙判同と知り合った経緯

私も趙判同も霊岩郡美岩面採芝里の同じ村で生活していたことから知り合いとなり、1944年ころ、結婚式を挙げ、趙判同の母・金賛心、私の娘と4人で生活するようになりました。

私たち一家は農業で生計を立てていました。豊かではありませんでした。私にとっては人生でもっとも幸福な日々でした。

同居してしばらくして、夫は、日本に軍属として徴用されました。日本の憲兵に連れて行かれたとのことでした。私が畑で仕事をしていたときの出来事で、私は夫と別れの挨拶を交わすことさえできませんでした。

3 浮島丸事件

夫は、日本に徴用され、青森で土木の仕事をしていたと聞いています。やがて、解放となり、夫は1945年の秋に帰ってきました。

帰国すると夫は、浮島丸に乗って爆発事件に遭ったことを話しました。夫の話しによれば、浮島丸の中層あたりに乗船していたところ、突然、バーンという音がした、船内は泣きわめく声で一杯になった、急いで階段から看板に出ると船が二つに折れ沈みかけていた、船体の一部につかまっていると壊れて海に投げ出された、板きれにつかまって必死で泳いだ、泳ぎが得意だったので何とか自分は助かった、浜辺にたどり着いた時は衣服はすべて脱げ素っ裸だった、寒くて身体が震えた、陸で地元の人から衣服をもらったときは本当に嬉しかった、しかし、腰を強く打ったようで痛みがひどく一人では歩けなかった、しばらく舞鶴にいてそれから帰国した。

4 帰国後の生活状況

夫は、日本に行く前は健康で頑強な身体の持ち主でした。

ところが、帰国後は、一人では歩けない身体になっていました。部屋の中を移動するにも這って移動していました。家の外に出ることは殆どありませんでした。

傷めた腰を治すために手術を3回受けました。しかし、夫の腰が良くなることはありませんでした。

私は、農作業をして家計を支えました。しかし、夫の手術代を捻出するには田畑を売却するしかありませんでした。3回目の手術でついに田畑はすべてなくなりました。

田畑がなくなり、田舎で生活していくこともできなくなったことから、私たちは、故郷を引き払い光州に引っ越し、以後、生活保護を受けて暮らしてきました。

なお、私は趙判同と1965年に婚姻届を提出しました。また、1966年に趙判同の兄の子・趙■洙と養子縁組しました。

5 提訴に至る経緯

夫は、生前、何度も何度も繰り返し、浮島丸事件のことを話していました。近所の人にも話していました。

そして、下半身不随の身体にした浮島丸事件に対する悔しさ、日本に対する恨みを話していました。私に対しても、世間の妻たちのように外に遊びに連れて行ってやることもできなくて可哀想だと詫びていました。

1992年に新聞報道で浮島丸事件の裁判を起こすことを知って、夫は、裁判に参加しました。これで長年の無念を晴らすことができる、と夫はとても喜んでいました。

しかし、1994年1月6日、夫は死亡しました。以後私は、一人で暮らしております。光州市内に娘が住んでいて時々世話に来てくれます。

他の原告は1998年に「調査表」を提出しているとのことですが、当時私はその連絡を受けた記憶がありません。

今回、控訴するにあたり、私は、夫の長年の無念を晴らすために、この裁判を引き継ぐことを決心しました。ソウルに住んでいる養子も理解してくれました。

6 証言について

今日、浮島丸事件のことで日本人が来ると聞いて、私はケンカをするためにここにやってきました。しかし、日本にも浮島丸のことを考えている人がいることを知って、少しは心が慰められました。

日本の裁判官にもこの話を聞いて欲しいと思います。

しかし、私は毎月18万ウォン（日本円で約18,000円）の生活保護費で生活しており経済的余裕がありません、また、足が不自由で娘の介護がないと外出も自由にできない健康状態です。

2002年10月7日

弁護士

中田政義 

大阪高等裁判所 御中